

---

---

令和3年度第2回（通算34回）北区子ども・子育て会議 議事要旨

---

---

[開催日時] 令和3年8月26日（木）午後 6時43分～午後7時58分

[開催場所] オンライン会議

[次第]

- 1 開会
- 2 第5期委員紹介
- 3 会長・副会長選出
- 4 子ども・子育て施策等に関する報告事項
  - (1) コロナ禍における、教育・子どもに関する各施設等の現状
  - (2) 開設予定の私立認可保育所について
  - (3) 放課後子ども総合プラン等検討会について
  - (4) 子どもの条例について
- 5 その他
- 6 閉会

[出席者]

岩崎美智子	会長	石黒万里子	副会長	大河原はるか	委員
久保田 遼	委員	野上 智宏	委員	林 菜々	委員
我妻 澄江	委員	小野澤哲男	委員	齊藤 厚子	委員
鹿田 昌宏	委員	鈴木 将雄	委員	田邊 茂	委員
森口 智志	委員	奥村 宏	委員	傳田 学	委員
西澤 由香	委員	向中野勇司	委員		

[配布資料]

資料1	第34回北区子ども・子育て会議名簿
資料2	開設予定の私立認可保育所について
資料3	放課後子ども総合プラン等検討会の設置について
資料4	子どもの条例（東京都、江戸川区）
資料4-2	都内の子どもの条例制定自治体と内容
参考資料	子どもの権利条約カードブック（抜粋）

## 【事務局】

通信状態の確認で開催が遅れまして、大変申し訳ございません。

それでは、これより第5期最初の北区子ども・子育て会議、通算では第34回となりますが、子ども・子育て会議を始めます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、皆様には大変お暑い中、また、コロナウイルスの感染がこのように広がっている中、オンライン上ではありますが、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

このあと会長が選出されるまで、事務局が進行をいたします。

次第の2、委員紹介です。お手元の資料1、子ども・子育て会議名簿をご覧ください。

まず、この会議の委員の人数ですが、前期までは22名でしたが、今期は18名でスタートします。これは、皆様お一人おひとりのご発言の機会を多くして、より活発な意見交換をする場としたいという思いです。

本日は第5期最初の会議で、今期から新しく委員になられた方もいますので、おひとりずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

資料1の名簿の上から、私がお名前を呼びますので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

～以下、各委員の自己紹介とあわせて、事務局から東京都北児童相談所の園尾まゆみ委員の欠席を報告～

## 【事務局】

以上、本日は18名のところ17名の方に出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることをあわせてご報告いたします。

続きまして、次第の3、会長・副会長の選出です。

北区子ども・子育て会議条例第6条に基づきまして、会長と副会長を委員の互選により選出することになっています。どなたか立候補、またはご推薦などありますでしょうか。

## 【委員】

第4期では会長を岩崎委員に、副会長を石黒委員にやっていただきましたが、非常に円滑に会議が進んでいたと思います。ぜひ、大変な大役ですが、引き続き岩崎委員に会長を、石黒委員に副会長をお願いしたいと思います。皆さん、いかがでしょうか。

## 【事務局】

ありがとうございます。

ただいま会長を岩崎委員に、副会長を石黒委員にとのお声がありました。皆様、ご賛同の方は、拍手をいただければと思います。

～画面上で多数の拍手の様子を確認～

ありがとうございます。ご賛同いただきましたので、ご推薦のとおり決定とさせていただきます。

それでは、まず、会長、副会長にそれぞれご挨拶を簡単にお願いできればと思います。  
岩崎会長、お願いいたします。

#### 【会長】

ただいまご紹介にあずかりました東京家政大学の岩崎です。子ども・子育て会議では、ずっとお世話になっています。私は、この会議で毎回いろんな勉強をさせていただいています。子育てするなら北区が一番という北区の優先課題の一つがあります。そういう意味では、この会議の果たす役割というのは、大変大きなものがあると思います。

毎回、活発なご意見がたくさん出まして、時間が足りないぐらいの会議です。そして、事務局の皆様も熱心に取り組んでくださっています。

このように日々、子どものためにと尽力くださっている皆様に、今後も、ぜひともお力をお借りしたく、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。  
続きまして、石黒副会長、ご挨拶をお願いいたします。

#### 【副会長】

東京成徳大学の石黒と申します。この会議には昨年から参加しています。毎回、本当に勉強になることばかりで、私も日頃は学生と接していますが、この会議での議論を、未来を担う学生に届けつつ、学生の声も会議で生かしていけたらと考えております。

専門は、教育格差、あるいは教育における多様性に関心を持ってまいりました。そうした観点からも北区の子ども・子育てについて考えていけたらと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

どうぞよろしくお願いいたします。  
それでは、ここからの進行は、岩崎会長にお願いしたいと思います。

#### 【会長】

それでは、バトンを受けまして、交代します。  
早速ですが、議題に入りたいと思います。

それでは、次第の4、子ども・子育て施策等に関する報告事項ということで、一つ目、コロナ禍における、教育・子どもに関する各施設等の現状について、事務局から報告をお願いいたします。

#### 【事務局】

まず、現在都内では、1日に4,000人、5,000人と感染者が増え続ける状況で、

感染が拡大しています。

そうした中、区内の子どもに関わる学校、保育園、学童クラブ等がどのような状況にあるのか、感染による休園の数等も含め、各担当の課長から報告を口頭でいたします。資料はございません。

まず、小・中学校の状況についてお願いします。

#### 【事務局】

区立の幼稚園、こども園、区立の小・中学校の感染の状況について、まずご報告いたします。

月別の陽性者数ですが、今年に入り4月、5月、月別では各月十数名でしたが、6月に入り一桁に下がりました。そして7月には月間で20数名の陽性者が出ています。7月下旬から陽性者が増え始めまして、8月はこれまでに約100名の陽性者が出ているという状況です。

なお、区立の幼稚園、こども園では、今年度に入ってから陽性者は出ていません。

夏休み明けの対応ですが、一部の自治体では夏休み延長ということも報道されていますが、北区は教育活動を継続し、児童生徒の学びを止めないようという方針に変わりありませんので、現時点で夏休みを延長するということは考えていません。

今後の学校への方針を簡潔にご紹介しますと、区立学校等に通う児童生徒ですが、その発達の段階から学習を保障するために、できる限り対面での学習が大切だと考えています。

一方で、感染者や濃厚接触者、その家族等、感染を心配する児童生徒、保護者が増えることが予想されますので、登校できない期間にはオンライン教材を活用した家庭学習の活用、それからグーグルの機能、あるいは電話を使った健康状態の確認、心のケアに万全を期しまして、欠席扱いではなく出席停止とするなど配慮を行うという方針で感染対策に万全を期しながら、運営をしてまいりたいと考えています。

#### 【事務局】

私から、学童クラブ、それから放課後子ども教室、主に夏季休業期間中の状況について皆様にご紹介いたします。学童クラブ、それから放課後子ども教室ですが、この夏季休業期間中も感染対策を徹底した上で、運営を継続しました。

具体的には、これは従来から徹底していますが、子どもたちの手洗い指導、アルコール消毒をはじめ、さらなる徹底を図り、児童にとってそういった中でも楽しい空間となるように日々運営の中で対策を地域の皆様、それから学童の先生方とともに一緒になって工夫している状況です。

そのような中でも、学童クラブ、放課後子ども教室に通う児童、働いているスタッフに陽性者が出たときは、濃厚接触者の特定の調査をするために休止せざるを得ない状況もあり、運営に支障が出たり、コロナの関係で影響が出たりしたものをご紹介します。

件数を申し上げますと、4月は3件、5月は1件、6月は0件、それから7月は6件、8月に入り急激に増加して、8月は15件という状況です。

この15件の濃厚接触者を特定する調査のためストップし、安全が確認できましたら再開という形を取っていますが、今現在5か所の現場が休止という状況です。ただ、そこか

らのさらなる広がり、クラスターといったものは発生していません。

以上です。

#### 【事務局】

続きまして、保育園の状況です。

保育園は密を避けることが非常に難しい施設です。十分にマスクの着用、消毒、注意をしていますが、密が防げないという中で運営を継続しています。

そうした中で、4月、5月、6月は陽性の感染された園児・職員、合わせましてそれぞれ10名程度だったところ、7月に入り陽性者が42人、休園が15園、また8月は本日まで陽性者が職員・園児合わせて69名、休園が26園と非常に多くなっています。子どもへの感染力が強いデルタ株ということもあるのでしょうか、非常に感染が多くなっています。

保育園では、休園が発生したときも、できる限り安全を確保した上で、休園期間を短くするという努力をいたしまして、運営を続けています。

私からは以上です。

#### 【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明、ご報告、3件ありましたが、何かご質問やご意見等ありましたら、お願いいたします。

#### 【委員】

皆さんご存知のように、新型コロナはかなり流行が強くて、いわゆる子どもたちがデルタ株で非常に感染力が増えているのではないかとこのころにもありますが、それだけではなくて、世の中全体が増え過ぎてしまって、親御さんや職員が何しろ感染者が多いので、そこから家庭内感染とかがやはり非常に多くなっています。

もう保健所での濃厚接触の判定というのが間に合わない。保健所もかなり手いっぱい状況です。

例えば、今まで保健所で8月までやっていた健診なども、9月からはそれを王子保健所の事業を赤羽に移転して、王子保健所は人数を新型コロナ対策にすごく増やして、いろいろ重症者や陽性者に手厚くしようとしているのですが、それでも間に合わない状況。

これは全国的にそれがなっていて、いわゆる国や都の通達のほうで、先日、保健所ではなくて自治体と学校とかで濃厚接触者の認定をどんどんしていってくださいと、保健所を待っていたら間に合わないという状況になっています。

そんな状況なので、やはりいかに濃厚接触者を認定できるかどうかというのは、設営されている施設の方々、職員の方々にかかっている部分があります。

ただ、やはり区の方、努力されているように、子どもたちの学びの場とか、保育の場というのはとても守らなければいけない場所ですので、ぜひ今後とも感染対策を徹底していただいて、また、濃厚接触者の判定というのも分かりやすいように、記録なども取っておいていただいて、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

委員から保健所の状況などもお話しいただきました。

ほかにかがででしょうか。ご質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

**【会長】**

それでは、次に行ってよろしいでしょうか。(2)の開設予定の私立認可保育所について、事務局からご報告お願いいたします。

**【事務局】**

お手元の資料2をご覧ください。来年4月に開設予定の保育所です。1か所開設を予定してまして、滝野川地域(上中里駅周辺)と書いていますが、平塚神社の敷地の中に1園、新たにオープンを予定しています。定員は70名です。

それから、裏面になりますが、(2)ということで、同じく滝野川地域で、今度は少し飛鳥山よりの地域になりますが、事業者がマンション建設をしたところに、保育園の分園を設置します。規模としては、3歳から5歳まで39名を予定しています。

本日、初めてご参加の方もいらっしゃいますので、この書面の一番最後、3番というところに北区の待機児童の状況を示しています。本年4月の時点で待機のお子様が18名いらっしゃるという数字です。これは、何百人という数の待機児童がいた何年か前から、大きく改善をされているところで、この18名という数字は、ある意味、私どもとしては0に近い数字になってきていると。この後は、それぞれ地域の偏在を見ながら、これよりも園の数を増やすべきかどうかというのは、今度は保育園の経営にも関わってくる問題になりますので、慎重にその時々地域の人口動向を見ながら、今年度の対応を決めていきたいと、そのように考えています。

資料2のご説明は以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

**【委員】**

園長会のほうでも、この件については大変話題になっていて、今まで待機児童ということで各園努力しながら定員を増やしたり、また、新たな保育園ということで、保育課と一緒にやってまいりました。

去年辺りから逆に待機児童の数は少なくなっているのですが、経営上、定員割れというのが並行して起こってしまっていて、先ほども人口の動向を見ながら今後の保育園数、また定員を考えてということですが、ぜひその辺、保育園が定員割れになって経営が危なくならないような施策ということを今後も一緒に考えていただければと思っています。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございます。  
事務局のほうからいかがでしょうか。

**【事務局】**

今、ご意見いただいたようなところは、私どもも私立の保育園の皆様方にもお願いをして、これまで北区に誘致してきたという経緯も重々承知しているところで、慎重に、なおかつ区民の方々が保育に関してどこにも入れないということがないように、注意深く人口の動きを見守っていきたいと思います。

一つ付け加えますと、先ほどご報告したコロナの状況が、少し人口の動向の分析を難しくしている部分がございますので、今までよりも丁寧に見極めてまいりたいと思います。

**【会長】**

ありがとうございます。  
ほかにいかがでしょうか。

**【委員】**

待機児童は大変な人数がいたところからここまで皆様の尽力で人数を減らすことができたと思うのですが、同時に、今、見ますと、やはり年齢的に偏りがありまして、0・1・2歳が多いという状況ですね。この状況に対して、何かこの年代に特別に支援をするような計画というのはあるのでしょうか。あるいは、今後、待機児童が解除されるという見込みはあるのでしょうか。教えていただけますとありがたいです。

**【事務局】**

資料上では滝野川西地区が、十分という状況でない部分がございます。歳児ごとの分析もございますが、滝野川西地区全体に関して、果たしてこの数字が次年度に向けてどう動くのかというのは、引き続き見極めていきたいと思います。

また、この数字の大きさといたしましては、各保育園に各歳児の定員枠を調整していただくというレベルで次年度は収まるものと考えていますが、いずれにいたしましても、動向は注視していきたいと思います。

また、ご指摘の外になりますが、私どもは待機児童解消のために、どちらかというと0・1・2歳に力を入れてやってまいりました。北区では、つぼみ園という名称で産休、育休明けの親御さんたちが、保育園に入れないということがないようにということで注力してまいりましたが、今後、どちらかというと、では、子どもたちが3・4・5歳にうまく移行していけるのかということも、今は数字上0ですが、注意深く見極めてまいりたいと思いますので、今後、また会議のほうに、そういった数字の動きをご報告して、ご意見をいただければと思います。

## 【会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。(3)放課後子ども総合プラン等検討会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

## 【事務局】

それでは資料3について報告をします。これも前回の会議で事前にご相談をした案件ですので、経過をかいつまんでご説明をします。

放課後に、保護者が就労等によりお子様をお預かりする「学童クラブ」と、地域の方々のお力添えで運営する、子どもたちが放課後を過ごす場である「放課後子ども教室」があります。

こちらも児童数の上昇とともに、学校の校内での活動場所をどうやって確保していくのかということが課題になってきています。そうしたことを受け、校舎の中でどのように施設をシェアしながら放課後の子どもたちの場を確保するのか、今後、検討していきたいということで、前回の会議でご報告しました。

報告の概要というのが、この書面の資料としてつけられています、放課後子ども総合プラン、他区における一体的運営の事例という資料です。

一番下段に、北区の事例が示されていますが、北区の場合は、今、放課後子ども教室という、先ほどお話しした地域の方々が参画いただいて活動している場。それから、就労等の一定要件を満たして、いわゆる預かりをしている学童クラブが、ある程度お互い交流をしながら活動していますが、制度としては別々の運営をされています。

他の自治体で板橋区や新宿区の形態をお示ししていますが、それが一体化していたり、あるいは混在するような形を取っていたり、ある程度、定員の考え方そのものも柔軟に児童生徒数の増加に対応するような手法を取っているところもございます。

北区のやってきた今の手法は、それはそれで利用されている方々から評価いただいている部分もございますので、これを急激に変えていくということではございませんが、少なくとも学童クラブに入りたいのに入れられないという状況を何とかしていこうと。このように考えて、表面に戻っていただきますが、今回、ご報告の趣旨としては、北区役所の中に区長部局と、それから教育委員会とが協力して、検討会を立ち上げますというご報告です。

検討会の中で、3番に示していますスケジュールのところ、今年度に検討会を立ち上げて、区役所の中で一定の方向を取りまとめてまいりたいと思います。

その上で、子ども・子育て会議、あるいは議会等にもご意見を伺って、令和4年度中に新しい仕組みの制度をまとめて、令和5年度、この頃にはコロナの影響も、学校や子どもたちの施設も落ち着いているだろうということを考え、1年半をかけて検討してまいりたいと考えています。

今日のご報告の主眼は、区役所の中に検討の組織を立ち上げましたという中間のご報告です。

事務局からのご説明は以上です。



**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

**【委員】**

お伺いします。課長に伺うのですが地域の声を何か反映することがどこかで可能なのでしょうか。年間スケジュールの中には、それが見えないのですが、どうでしょうか、教えてください。

**【事務局】**

区役所内に検討会を立ち上げましたが、この間、並行して各学校で活動されている実行委員の皆様、そうしたところに私どものほうから出向いて会議のやり取りの様子であるとか、こういうことはどうでしょうかということで、区役所内の検討会と同時並行の形で、ご意見やお声をいただく場を設けたいと思っています。

また、これは地域の方々だけではなくて、学校の先生方、あるいは今、活動の現場で役割を果たしていただいている児童館、子どもセンターの皆様、こうしたところにもご意見をいただきながら、取りまとめをしてまいりたいと。

時期的なものです。大体、今年の年末から年明けぐらいに各地域をお伺いしたり、あるいは皆様がお集まりになる会議に出席をして、ご説明をしたりということで、検討を進めていければと思っていますので、ご意見をその際にたくさんいただけるように、よろしくお願いいたします。

**【委員】**

はい、了解です。

**【会長】**

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

**【委員】**

現在、放課後子ども教室は、地域で運営しているところと業者で運営しているところに分かれていると思うのですが、今後、もし一体になるといえるときには、地域の運営というのはなくなるということによろしいのでしょうか。

**【事務局】**

今の現時点での考え方の中で、地域の皆様がやっている活動をなくすということは考えておりません。むしろ、いろんな学校にそういう地域の方々のお力が広がれば良いと思っています。

ただ、地域の方々が運営している直営の放課後子ども教室が、今、9か所ございますが、

それ以上にどんどん増えていくという状況でないことも理解をしていますので、それは実行委員会、あるいは運営委員会の中で、地域の方々が参画しやすい形を取りながら、ただ、理想としては地域の方々が直接運営されている学校の手法は、大切にしながら今後の成り立ちを考えていきたいと思っています。

#### 【会長】

ありがとうございます。

委員が手を挙げられていますね。すみません、気がつきませんで、失礼しました。

#### 【委員】

今の部会が二つできるのですね。放課後子ども総合プラン部会と子どもセンター部会で分かれて議論されるということですが、何か乳幼児期の育ちと学童期の育ちと分断した議論にならないか心配します。

子どもの育ちは0歳から18歳まで続いているもので、学童期を小学校の中で過ごして、中高生になったら子どもセンター、ティーンズセンターというやり方というのは、どうも大人と子どもの人間関係とか、信頼関係を蓄積するというところで、非常に難しいのではないかと感じています。

その点、児童館は本当にすてきな場所だと思うのです。地域で子どもに寄り添って、同じ子どもを小さいうちから大きくなるまでずっと見てくださって、職員の方々もスキルがあって、これは心配だということがあれば行政につなげたり、学校と連絡を取ることがあったり。そこがなくなることは、今でも地域で活動している会員の中から非常に残念で、何とか復活できないものかという声が上がってきているのですが、それは難しいかもしれませんが、そういう子どもの育ちというところを一貫して考えることはおざなりにしてほしくないという感があります。

#### 【事務局】

この書類にありますように、部会を二つ設置し、部会の中で議論するというのは、もちろんそれぞれ放課後子ども総合プランは、学校がフィールドになっていますので、検討するメンバーもなるべく負担がないようにということで、分けたものですが、両部会を取りまとめる検討会は、区役所の中でも一つです。

今、委員がおっしゃられたように、0から18歳までの一貫した子ども、あるいは子育ての支援をどうしていくかという大きな一本の貫いているテーマは、分断することがないようにやっていきたいと思えますし、ご意見のありました児童館の役割がそういう中で新たな子どもセンターの考え方の下に、どう関わっていくのかというの、いろいろ議論してまいりたいと思えます。

#### 【会長】

ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行かせていただきたいと思います。

続きまして、(4) 子どもの条例について、事務局からご報告をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、次第の(4) 子どもの条例についてということで、こちらは報告としまして北区の報告というわけではございません。今年度の4月に東京都が東京都子ども基本条例というものを制定いたしました。こちらは、資料にも5枚つづり10ページのものでつづっています。

こちらの東京都子ども基本条例ですが、前文にもありますが、「こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例が制定されたもの」とされています。

また、直近の例で言いますと、資料の5ページ目にありますように、江戸川区がつい先日の7月1日に「江戸川区子どもの権利条例」を制定しました。江戸川区の権利条例も、子どもの権利・人権というものを守っていくための理念が記された条例となっています。

どちらも子どもの権利を大切にするための理念を掲げた条例です。併せまして、資料4-2をご覧ください。こちらには、東京都内の子どもの条例を制定している自治体についてまとめたものです。

#### 【会長】

今、声が切れていますかね。

#### 【事務局】

失礼いたしました。どの辺りまで聞こえましたでしょうか。

資料4-2を今からご説明します。

資料4-2、こちらについては、東京都内の条例を制定している自治体について取りまとめたものです。

一番左側の東京都、それから2番目から5番目が23区の他の自治体、参考に、これも割と最近、西東京市が平成30年に制定したものであるということで、参考に掲載しています。

なお、ここには記載はございませんが、中野区が現在、今年度中の条例の制定を目指して準備を進めていると聞いています。

北区が、子どもの人権についてどういった取組をとということですが、皆様、お手元に子ども・子育て支援計画2020、こちらの冊子をご用意いただけますでしょうか。こちらの66ページ、この計画は北区の子ども・子育て支援を総合的に推進するための計画ですが、66ページに記載しています、基本的な視点、ここの部分で「子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益の実現を目指す」ということを記載していただき、この計画にあります全ての子ども・子育て施策の基本となっている考えを示しているもので、北区の各施策は、この考えの基に事業展開をしています。

子どもの人権を北区としてどのように守っていくのか、どのように尊重していくのか、他自治体における条例制定も注目すべき動向ですが、まずは本日、皆様のご意見を伺いながら、今後の北区の検討としたいと思っています。

本日、皆様がお考えのことがございましたら、ぜひご発言いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 【会長】

ありがとうございました。

子どもの条例について、ほかの自治体の事例などをご紹介いただきました。子どもの権利・人権をどのように守っていくか、これは施策を進めていく上でも非常に基本となる大事なことかと思えます。

この子ども・子育て会議でも、子どもの権利を尊重しようということは何度も出てきましたし、基本に流れる考え方だと思えます。

ですので、皆さん、いろんなお考え、ご意見等おありだと思えますので、どうぞ忌憚のないところをお聞かせいただければと思います。

いかがでしょうか。

委員、お願いします。

#### 【委員】

こうした条例をつくったから劇的に何か状況が変わるというわけではないとは思いますが、ただ、共通理解として文章をまとめていくプロセスに価値があるかなとも思えます。

送っていただいた東京都と江戸川区の事例を拝見したのですが、感想なのですが、東京都のほうは、新型コロナウイルスに触れていまして、確かに今、大事な課題ではあるのですが、条例として考えたときに、どれぐらいの期間通用するようなスパンで検討すべきなのかと思いました。東京都の場合は、3年たったら見直しということなので、東京都は変えてもいいのかもしれませんが、北区ではどういったものかいいのかなと思えます。

あと、もう一つの江戸川区のほうは、子ども自身が読める形になっているということで、そういう意味で今までの北区の計画とはまた別の形で子ども自身が自分の権利に気づけるような機会ということで、これも意義があるのかなと思いました。

あと、すみません、もう一つ、内容についてなのですが、基本的にこれらは子どもの権利条約をベースに考えられていると思えます。作ってくださった資料の項目はとても勉強になりました。それで、考えたのですが、子どもに関する条例ではあるのですが、やはり子どもだけではなくて、子どもを取り巻く大人、保護者自身の生活についてであるとか、あるいは保育者の労働環境の整備であるとか、そういった観点も含めることが、やはり包括的に子どもの権利について考えることにつながるのではないかと思いました。

以上です。

#### 【会長】

ありがとうございました。

これは、いかがでしょうか。事務局から、今、回答ということではなくて、お答えできる範囲で、例えば条例の場合、どれぐらいの期間を考えたり、見直すのかと、そういうところは何かご提案等ありますでしょうか。

**【事務局】**

今の段階で条例をつくっていくのか、あるいは条例という形ではなく仕組みの中で考えていくのかを含めて考えたいと思っています。北区では、例えば小中学生モニターで子どもの意見を聞くとか、学校改築の中で自分たちの学校、図書館をどうしていくか子どもに意見を聞いていくこともやっていますので、そうした仕組みを一層進めていく。そういう中でやっていくのか、様々なことを今、考えている状況です。

本日、皆様方のご意見を聞いて、また考えていきたいというところですので、今の段階で条例をどのように、あるいは条例をつくっていくのかも含めて検討中であり、ご意見をいただければと思います。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございます。

委員、そんなところで、今のところよろしいですか。

**【委員】**

はい、大丈夫です。ありがとうございます。

**【会長】**

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。皆さん、子どもと現場で関わりを持っている方々もたくさんいらっしゃいますので、こういった条例に関して、あるいは条例以外のことでも結構ですが、ご意見等ありましたら、ぜひともお願いしたいと思います。

委員、どうぞ。

**【委員】**

子どもの条例に関してですが、子どもの最善の利益の追求ということが大命題になってくるかと思っています。

我々、大人だけが条例に参画し、中心であるべき子どもの意見が取り入れられないというのは、大変不幸なことになるかと思っていますので、もし仮にこのような条例を策定する場合には、子どもの意見を大いに取り入れて、我々の凝り固まった大人の頭ではなくて、子どもの柔軟な発想が本当に必要になってくるかなと思っていますので、その点だけよろしくお願いします。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございます。

委員、手を挙げられていますね。お願いします。

委員、挙手されていますでしょうか。

委員のところは届いていませんか。聞こえますでしょうか。

今、聞こえていませんかね。

委員、お願いします。

委員、いかがでしょうか。聞こえていますか。音声の調子が悪いですかね。

それでは、後でまたご意見を伺うことにしまして、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

#### 【委員】

私が江戸川区子どもの権利条例を読んで、とても印象的だったのが、子どもたちが読んでも分かる柔らかい言葉で書かれているというところが印象に残りました。

やはり、先ほどの委員お二人がおっしゃっていたように、大人だけの共通理解を深めるのではなく、子ども自身も自分の権利というものを理解できるように、子どもが読んでも分かる条例をつくるべきだと思います。

また、江戸川区の子どもの権利を読んでいて、大まかに書かれているという印象を受けました。

豊島区の子どもの権利条例では、具体的に分野というか、権利の種類に分けて具体的な言葉で書かれていたので、もし条例をつくる際には、そういうぼんやりした言葉で書くのではなくて、もっと具体的な言葉で書けば、子どもたちもより理解が図れて、権利というものを意識できるのではないかと考えました。

以上です。

#### 【委員】

(通信トラブルにより発言できなかった委員が、チャット機能を用いて以下の内容を発信)

『子ども自身が、自分の「権利」を知ることが大事かと思います。虐待されている子どもが、「これは虐待だ」と理解できるように、振り仮名付きの条例が望ましいと思います。』

#### 【会長】

ありがとうございました。

今、委員からチャットにご意見がありました。今のお二人の意見とつながることかと思っています。確かに子ども自身が理解できるものが必要ということで、今までの委員の皆様のご意見につながるころかと思っています。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

まだ、先ほどご説明にありましたように、条例をつくるかどうかということが決まっているわけではないので、例えば条例をつくったほうがいいのか、あるいは条例でない形でもいいのではないかとか、そういった観点からのご発言もいいかなと思いますけど、いかがでしょうか。

#### 【事務局】

様々なご意見、子ども自身が自分の権利を知ることと、また、読みやすいものを

ということで、私も平仮名の仮名を振ってある江戸川区の条例、とても分かりやすくいいなと感じました。

そうした様々なご意見、これは今日、何かを決めるということではなくて、また、区の中でも今、子どもがいろいろな課の施策の中でどのような関わりを持っているのか、どのように意見を聞いているのかということ区全体で把握し、その上で、区としてもどのようにしていきたいということ、子ども・子育て会議の皆様のご意見を聞きながら考えていきたいと思っていますので、今日、決めるとは思っていません。引き続き、皆様のご意見を伺う機会を設けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【会長】**

ありがとうございます。

時間も大分残りが僅かになってきたのですが、ぜひとも今日、子どもの条例等について意見を言いたいという方もいらっしゃるかと思うのですが、いかがでしょうか。最後にお一人ぐらい、まだ時間があるかなと思いますが、よろしいですか。

このことは、非常に大事なことで、また引き続き、今、事務局からもお話があったように、継続的にこういった意見交換、それから場合によっては審議ということをしていただければと思います。

たくさんのご意見ありがとうございました。

この件について、部長のほうから、あと、補足とかありますか。よろしいですか。

**【会長】**

それでは、そろそろ時間になりましたので、今日、初めて会議に加わってくださった新しい委員の方もいらっしゃいますが、いかがでしたでしょうか。

時間が余っていれば、何かまた補足でもと思いましたが、今回は簡単な自己紹介だけでしたが、次回以降、また様々なご意見等をいただければと思います。

それでは、いかがでしょうか。事務局のほうから何か。

委員、今、手を挙げていらっしゃいますか。

**【委員】**

その他で一言だけ申し上げたいのですが、今日、放課後わくわくひろばのことと、あるいはコロナのことがお話にありましたが、今回、行政のほうで素早い対応をしていただいて、放課後わくわくひろばに従事している地域の方にも、先行してワクチン注射をやる機会を与えていただきました。とてもすばらしかったと感心をしています。子どもたちの世話に従事する地域の方も本当に喜んでいまして、年齢がまだ若い人もいますが、その人たちにもいち早く打たせていただいたということについては、改めてこの場を借りて感謝をしたいと思っています。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。  
それでは、もう一度、いかがでしょうか。  
事務局から何かありますか。お願いします。

**【事務局】**

最後、事務連絡です。次回の会議の時期は未定ですが、こういった緊急事態宣言がございますと、どうしてもオンライン会議となってきてしまいます。今日は本当に音声接続等、少しトラブルがございまして、申し訳ございませんでした。

また、次回以降に関しましては、引き続きメール等を利用して、皆様にお知らせしてまいりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、そろそろ時間になりましたので、本日の子ども・子育て会議を終了したいと思います。皆様、どうぞお元気に健康にも気をつけてお過ごしいただければと思います。

それでは、終了いたします。ありがとうございました。